

神戸市国民健康保険限度額適用認定証交付に関する運用要綱

(目的)

第1条 この要綱は、限度額適用認定証の交付に当たり、国民健康保険法施行規則（以下、「規則」という。）第27条の14の2第2項に規定する「保険者が適当と認める場合」の取扱いにつき、必要な事項を定めることを目的とする。

(保険者が適当と認める場合)

第2条 規則第27条の14の2第2項の規定による「保険者が適当と認める場合」とは、現年度保険料相当額を現年度中に完納することに加えて2年以内に保険料を完納する納付誓約を確実に履行していると認められる場合とする。

(納付誓約を確実に履行していると認められる場合)

第3条 前条の規定による「納付誓約を確実に履行していると認められる場合」とは、3カ月分以上の分納を履行している場合とする。なお、納付誓約の締結と同時に限度額適用認定証を申請する者にあつては、3カ月分以上の分納金額に相当する額を申請時に納付した場合も含む。

(限度額適用認定証の有効期限)

第4条 「保険者が適当と認める場合」に発行する限度額適用認定証の有効期限は、保険料に未納のある世帯に対しては限度額適用認定証の交付が制限されている制度上の均衡を考慮し、発行月の1カ月間程度とする。

附則

この要綱は、令和2年1月1日から施行する。

附則

「神戸市国民健康保険高額療養費支払資金貸付要綱（平成30年4月1日施行）」は、令和2年3月31日付けで廃止する。